

令和5年度 高知県建設業協会高知支部 要望事項への回答

1. 港湾土木工事の積算における建設機械損料について

入札時の設計書において、港湾土木の建設機械損料は、通常9欄と11欄を使用するのが一般的だと思いますが、公表歩掛り（見積歩掛り）の場合に、公共土木で用いる13欄と15欄を使用しているケースが散見されます。

この場合、どちらを使用しているかの明記が無ければ、表記上では見分けが付きません。

工事物件や担当者によっては、明記をされているケースもあるので、全工事で明記をするように統一していただきたいと存じます。

回答 1

○ご要望の港湾土木工事の見積参考資料における建設機械損料の適用元の表示について、摘要欄内の記載方法を周知徹底して、丁寧に解りやすい設計図書等の作成に取り組んでいきます。

2. コンサルタント会社の設計内容の信頼性について

近年、工事発注時の設計書の基となっているコンサルタント会社の設計内容が杜撰な事例が発生しているとのことです。

その事例は、工事の施工場所が山間部で、現地の地質が工事を安全に施工する上でとても重要であるにもかかわらず、実態にそぐわない設計になっていたことから、設計を行った会社に問い合わせをしたところ、『あくまでも標準設計なので・・・』との回答しか得られなかったとのことです。

施工業者の立場からすれば、人命に係わるような杜撰な設計書は、受け入れがたいものです。

行政機関の立場として、十分に信頼できるコンサルタント業者への発注にご配慮いただくよう、そして、成果品の受取時には、現場実態に則した内容であるかどうかの厳正な検査を行うようよろしくお願いいたします。

回答 2

○成果品の納品については、受け取り検査時は元より、コンサルタントと協議を進める途中段階においても、担当者間で綿密な協議を実施することで、現場条件と成果品の乖離を生じさせることがないように、厳格に成果品を受領できるよう事務所をあげて取り組んでいきます。

○また、現地条件と設計が乖離する事象が発生した場合には、速やかに建設工事請負契約書に基づいて迅速かつ適正に対応していきます。

3. 入札における質疑回答について

入札時の注意事項に、設計図書等の質疑回答があります。

この質疑回答で、業者側が質問をすると、よく『積算に関することはお答えできません』と返されることがあります。

施工業者の立場からすれば、質問したい内容は積算に関することが殆どだと思います。

積算に関する質問について、回答いただける内容と回答いただけない内容の線引きをご教授願いたいと存じます。

回答3

○質疑の回答については、工事を実施するうえで必要となる材料の規格や品質、施工条件及び公告時に公表することとしている見積り単価や歩掛に関する事等は、回答することとしています。

○しかしながら、例えば明らかに公表済みである土木工事積算基準書等の中に、積算に関する回答の記述が表示されている場合は、「積算に関することはお答えできません。」と回答しています。

○なお、今後はできる限り丁寧でより解りやすい対応に努めていきます。

4. 総合評価方式における評価項目（県内企業の活用）について

令和元年6月24日以降の公告入札において、地域性・社会性の評価項目として『県内企業の活用』の試行が始まりました。

以後、とび土工事における法面工やアンカー工、そして集水ボーリング工などの入札には積極的に活用されています。

しかしながら、土木一式工事での採用は、殆ど無いのが現状だと存じます。

採用から4年が経過しますが、未だに『試行』の表記が取れていません。

この評価項目を採用したのは、県内経済の活性化と雇用の確保を目指したものであったと存じます。

つきましては、その主旨に則り、土木一式工事での積極的な採用をされるよう要望いたします。

また、今後の取組み予定について、ご教示いただければ幸いです。

回答 4

○高知土木事務所では、土木一式工事において、全体工事額の中で一定以上の割合の法面工事(吹付け法枠等)が混在するケースでは、その法面工事について「県内企業の活用」の評価項目を追加しています。今回のご要望の内容については、入札制度を所管する土木政策課に伝えます。

5. 総合評価方式における同種・類似工事の工事成績の加点対象期間について
昨年度要望した優良工事表彰の加点対象期間についての内容と重なるものです。
国の働き方改革の大きな流れのなか、週休二日制を採用した工事が増えたことに伴い、工期が複数年に跨る工事も増えてまいりました。
かつては、評価対象期間が長いと、実績がある企業が独占的に受注し続ける弊害があるとの理由で、評価対象期間の短縮をお願いし、これが実現した経緯もございます。
ただ、業界内では最近技術者不足の問題を抱え、また、週休二日制の採用工事が増加している現状から、『評価対象期間が短いと、実績のある技術者を多く抱えている企業が余りにも有利過ぎる』との意見も出てまいりました。
昨年度は、優良工事表彰の加点対象期間を現状の「過去3年間の実績」から、国土交通省と同様の「過去4年間の実績」に変更して欲しい旨の要望もいたしました。
同種・類似工事の工事成績に関しては、現状は「過去3年間の実績」となっていますが、国土交通省では「過去8年間の実績」となっている現状に鑑み、「過去5年間の実績」に変更していただくよう要望いたします。

回答 5

○総合評価方式における評価項目については、国の状況を注視しながら、入札の公平性、競争性を確保し見直しをしていく必要があると考えます。今回のご要望の内容については、入札制度を所管する土木政策課に伝えます。

6. 総合評価方式における若手技術者・女性技術者の評価について
現在、41歳未満の若手技術者や女性技術者を現場の監理技術者・主任技術者や現場代理人に配置すると、5点が加点評価されることになっています。
しかしながら、企業が加点評価の獲得は勿論ですが、本人の大いなる成長を期待して配置しても、まだ施工経験が不十分で、技術の蓄積も十分ではないケースでは、その期待が本人の大きな負担となり、精神的肉体的な変調をきたす事例も発生していると聞いております。
期待した効果が得られず、逆の結果が発生するようでは本末転倒です。
このよう事態を避けるためにも、現状の評価対象に「担当技術者への配置」も評価対象として加えていただきたいと存じます。

この措置が、若者や女性の建設業界への入職促進や定着に貢献するものと期待しています。

回答 6

○建設業界の発展のために、人材育成の観点から、積極的に若手・女性技術者を育成している企業を支援する目的で創設をした評価項目と認識をしています。

○高知土木事務所では、ご要望にある若手技術者・女性技術者に関する評価項目を採用した事例はありません。

○評価項目の追加に関しましては、入札制度の所管する土木政策課に伝えます。

7. 公表単価一覧表の掲載方法について

公表単価一覧表に関して、現状は明細表番号順の後に公表単価を単価表番号順で掲載している場合と、単価表番号順の後に公表単価を明細表番号順に掲載している場合が混在しており、分かりづらくなっています。

公表単価は、明細表番号順の後に、単価表番号順で記載をしていただきたいと存じます。

回答 7

○掲載の順番については、現在の積算システムでは、担当者が入力した順番で公表単価一覧表の掲載順序が自動的に採番される仕組みとなっており、ご指摘のように、明細表や単価表がそれぞれ混在した順不同の状態になっています。

○解決のためには、積算システムそのものの改修(変更)が必要となりますので、システムを所管しています技術管理課にご要望の内容を伝えます。

8. 総合評価方式における重機保有台数の加点方法について

建設業界においては、南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備えた対策として、BCP策定や情報共有システムの構築、重機マップ登録等が進んでいます。

災害発生に備えた重機の自社保有が有効であることは勿論ですが、その維持のための固定経費が大きな負担となっています。

つきましては、現状の総合評価方式では、重機3台以上の保有が最高点の10点となっていますが、これを保有台数1台について2点を乗じた点数を評価点とする形に変更したいと存じます。

回答 8

○要望の内容では重機保有台数の点数が10点を超えることも想定されます。評価のバランスとして、現行の上限10点を変更することや、3台を超えて重機保有している場合の評価について、入札の公平性、競争性等を確保する観点から慎重に検討する必要があると考えます。

○今回のご要望については、入札制度を所管する土木政策課に伝えます。

9. 落札候補者に求める追加書類「重機保有の有無」について

現在、総合評価方式において、落札予定候補者には追加書類として「重機保有の有無」を提出することが求められていますが、このような検証書類に関しては、平成30年4月1日の改正で「経審の確認資料で可」と変更されているはずですが。

しかしながら、現状は特定自主検査記録表の提出まで求められています。

この件に関しては、改正された「経審の確認資料」のみにて受付処理をしていただきたいと存じます。

回答 9

○今まで、重機保有の有無の確認については、台数と併せて実際に使用可能であることの確認のために、定期自主検査記録表等を求めていました。今後は、公告日以前1年間に経営事項審査において提出した「建設機械の保有状況」の写しで可とします。

10. 総合評価方式と価格競争入札との発注割合について

最近の高知県の工事入札において、総合評価方式が増加・定着しつつあると感じています。

しかしながら、施工実績の少ない企業にとっては、この方式の比率が高いままだと、価格競争入札で実績を積むことにも困難を伴うことから、いつまで経っても総合評価方式の工事に参加ができない状態が続くことになってしまいます。

つきましては、価格競争入札の件数をもう少し増やしていただきたいと存じます。

回答 10

○価格競争入札の実施については、県下の土木事務所の実施状況も踏まえ、また土木政策課と協議をして検討していきます。

11. 情報共有システムの更なる有効活用について

高知県では、発注工事の監督業務や検査業務の円滑化・効率化を目的とした「情報共有システム」の運用開始から丸4年が経過しています。

また、電子納品の運用も20年近い歴史を刻んできております。

現在は、県の監督員と施工業者との打ち合わせや竣工検査などの際には、パソコンを用いたやり取りも当たり前となっていますが、それでも詳細な打合せ等では、紙ベースでの確認が行われています。

ただ、この紙ベースでのやり取りも、建設技術公社等の関係者が加わったりした場合は必要部数が増え、更にその内容に修正や訂正が入ったりするとコピー枚数も膨大なものとなるケースも生じます。

このような事態を招く前に、発注者間での意見統一を図られるとともに、情報共有システムの更なる利活用の促進による未然防止策の構築を要望いたします。

回答 11

○ご要望のとおり、業務の円滑化・効率化を目的に取り組んできた情報共有システムの効果を最大限に発揮することができるよう、協会の皆様からのご意見も聞きながら、ペーパーレス化や効率化に取り組んでいきます。